

目次

1. 掛金のお取扱いについて
 - (1) 掛金等の納付期限の延長および納付猶予について【厚年】
 - (2) 納入告知書について【厚年】
 - (3) 標準報酬改定、厚生年金保険料の免除の特例について【厚年】
2. 給付のお取扱いについて
 - (1) 為替通信規制のある金融機関への振込みについて【厚年、DB】
 - (2) 指図書を送付不能時の取扱いについて【厚年、DB】
 - (3) 4月1日付以降の定例給付の緊急差止依頼について【厚年、DB】
 - (4) 現況届について【厚年】
 - (5) 支払通知書の再交付について【厚年】
 - (6) 年金等の請求手続きの簡略化等について【厚年】
 - (7) 受給権者へのご連絡のサポートについて
3. 事業所関連のお取扱いについて
 - (1) 被災地所在の事業所一覧の提供を3月末を目処にご提供します。
4. 行政宛提出資料について
 - (1) 業務報告書（年度分）について【厚年】
 - (2) 事業報告書及び決算報告書について【DB】
 - (3) 政府負担金関連書類について【厚年】
5. 代議員会について
 - (1) 予算編成について【DB・厚年】
 - (2) 規約変更に伴う認可申請について【DB・厚年】
6. 弊社からの送付物について【DB・厚年】
7. その他
 - (1) 定例的な事務フローでは対応できない事項について
 - (2) 掛金引上げ猶予の延長について
 - (3) 厚生労働省からの情報について【ご参考】

今回ご案内の内容のうち、制度管理に関してのご案内は当社に業務を委託頂いている方が対象となりますことをご了承下さい。

1. 掛金のお取扱いについて

(1) 掛金等の納付期限の延長および納付猶予について【厚年】

- ・ 既に厚生年金保険料については、厚生労働省より通知が発出されています。厚生年金基金、国民年金基金につきましても発出されましたが具体的な取扱いは追って連絡するとされていますので追加の通知等が発出され次第ご案内いたします。

(2) 納入告知書について【厚年】

- ・ 震災の影響により郵便・通信が不通となり、納入告知書を送付することが困難な事業所様がある場合の掛金の具体的なお取扱いにつき、当局に対し特別措置を要望していくとともに、その動向を注視して参ります。

(3) 標準報酬改定、厚生年金保険料の免除の特例について【厚年】

- ・ 阪神・淡路大震災の際には、工場等の倒壊に伴い休業状態となった事業所が多かったことから、賃金の欠配などの事態が予想されました。この状況下、賃金の実態に即して保険料の負担軽減を図る観点から、() 標準報酬の改定の特例、() 保険料の免除、の特別措置が、「阪神・淡路大震災にかかる財政援助法」および関係政省令にて手当てされました。
- ・ 弊社といたしましては、このたびの東北地方太平洋沖地震につきましても、当局に対し特別措置を要望していくとともに、その動向を注視して参ります。

2. 給付のお取扱いについて

(1) 為替通信規制のある金融機関への振込みについて【厚年、DB】

- ・ 既に、年金事務ニュースにてご案内の通り、震災の影響により、送金を受けられない金融機関が出てきております。
- ・ 当該金融機関あての銀行間送金の発信を停止しております。通常の給付返戻金扱いと致しますので、振り込み口座の変更につきましては変更通知をご提出下さい。
- ・ なお、これらの送金を受けられない金融機関につきましては、今後増減していくことが予想されますので、随時ご連絡いたします。

(2) 指図書を送付不能時の取扱いについて【厚年、DB】

- ・ 平成 23 年 3 月 14 日年金事務ニュース臨時号にて、一時金・年金の給付指図につき、郵便事情により締切日に遅延する可能性がある場合は、FAX で受付けることをご連絡しております。

(3) 4 月 1 日付以降の定例給付の緊急差止指図について【厚年、DB】

- ・ 平成 23 年 3 月 14 日年金事務ニュース臨時号にて、FAX で受け付けることをご連絡しております。

(4) 現況届について【厚年】

- ・ 被災のため期限までの現況届の提出が困難と予想される受給権者につき提出期限を延長する旨、厚生労働省より通知が発出されました。なお、被災地域については今後、被災の状況を踏まえて見直しされることとされています。具体的取扱いについて発出され次第、ご案内いたします。

(5) 支払通知書の再交付について【厚年】

- ・ 受給権者が再交付申請された際に速やかな再交付手続きをする旨、厚生労働省から通知が発出されています。弊社といたしましても、速やかに再交付手続きを行います。

(6) 年金等の請求手続きの簡略化等について【厚年】

- ・ 阪神・淡路大震災の際には、年金等の裁定請求について添付書類の簡略化等弾力的に取扱う旨、厚生労働省から通知が発出されています。弊社といたしましては、当局に対し特別措置を要望していくとともに、その動向を注視して参ります。

(7) 受給権者へのご連絡のサポートについて【厚年】

- ・ 被災地居住の受給者一覧作成方法を今週中に年金事務ニュースでご案内します。また、磁気媒体による詳細データについて今月中を目処に作成いたします。

3. 事業所関連のお取扱いについて

(1) 被災地所在の事業所一覧について3月末を目処にご提供します。【厚年】

4. 行政宛提出資料について

(1) 業務報告書（年度分）について【厚年】

- ・ 「業務報告書（年度分）」の提出期限は平成23年4月15日となっています。被災地域の基金様におかれましては、提出期限までの提出が困難な場合も予想されますので、弊社といたしましては、当局に対し特別措置を要望していくとともに、その動向を注視して参ります。

(2) 事業報告書及び決算報告書について【DB】

- ・ 被災地域の基金様におかれましては、事業報告書及び決算報告書の期限までのご提出が困難な場合も予想されますので、弊社といたしましては、当局に対し特別措置を要望していくとともに、その動向を注視して参ります。

(3) 政府負担金関連書類について【厚年】

- ・ 「政府負担金交付申請書」の提出期限は平成 23 年 4 月 10 日、「政府負担金事業実績報告」の提出期限は平成 23 年 4 月 30 日となっています。被災地域の基金様におかれましては、提出期限までの提出が困難な場合も予想されますので、弊社といたしましては、当局に対し特別措置を要望していくとともに、その動向を注視して参ります。

5. 代議員会について

(1) 予算編成について【DB・厚年】

- ・ 阪神・淡路大震災の際には、代議員会の開催が困難な基金様について、予算編成を理事長専決により行うことが差し支えない旨、厚生労働省から通知が発出されています。弊社といたしましては、当局に対し特別措置を要望していくとともに、その動向を注視して参ります。

(2) 規約変更に伴う認可申請について【DB・厚年】

- ・ 阪神・淡路大震災の際には、被災地域の基金様の規約変更について、代議員会の開催が困難な基金にあっては、理事長専決により行うことが差し支えない旨、厚生労働省から通知が発出されています。弊社といたしましては、当局に対し特別措置を要望していくとともに、その動向を注視して参ります。

6. 弊社からの送付物について【DB・厚年】

- ・ 平成 23 年 3 月 14 日年金事務ニュース臨時号にて、以下の通りご案内しております。
お客様あてに発送いたします資料等につき、北海道及び東北地方（一部関東も含む）への発送物につきましては発送業者の集荷が停止されていること。
掛金関連の帳票など届かないお客様は、弊社あてご連絡いただくことのご依頼。

7. その他

(1) 定例的な事務フローでは対応できない事項について

- ・ 「役所での各種証明書が取れない」「本人も家族も連絡が取れない」「一部の事業所と全く連絡が取れない」といったお困りごとにつきましても行政への確認を含めて対応方法について検討しております。極力早期に回答いたしたいと考えております。

(2) 掛金引上げ猶予の延長について

- ・ 信託協会より2月8日に24年4月以降の掛金引上げ猶予を当局に要望しております。今回あらためて検討を早急に行うことを要望していくとともに、その動向を注視して参ります。

(3) 厚生労働省からの情報について【ご参考】

- ・ 厚生労働省はホームページにて「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震被害状況及び対応について」を随時更新しており、この中で発出された通知等が掲載されています。
- ・ 弊社といたしましては、年金関連の情報が更新されましたら、ご案内して参る所存です。
- ・ 3月17日17時現在での最新情報である第17報で掲載されている年金関連の情報は以下の通りです。

< 厚生年金基金・国民年金基金関係 >

基金の公示によって被災した加入者等の掛金等の納付期限の延長や納付猶予等が可能であること

< 公的年金関係 >

被災地域にある事業所について、厚生年金保険料の納付期限の延長及び猶予
国民年金保険料について、一定の要件に該当する場合は、申請に基づく災害時の保険料免除が可能

20歳前に初診日がある障害基礎年金の支給停止等について、被災者の被害金額の程度により所得を理由とする支給停止は行わない。

年金受給権者の現況届について、被災より期限までに提出が困難な場合には、提出期限を延長する